破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３４５１号
大阪府豊中市服部西町１丁目３番28―204号
破産者　大城けい子
１　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
２　一般調査期日　平成30年６月18日午後２時30分
平成30年４月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２５号
徳島県徳島市中徳島町２丁目23番地
破産者　岸岡　基恵
１　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
２　一般調査期日　平成30年６月４日午前10時30分
平成30年４月９日　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７２号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目17番１号　郡元シティーハイツ303号
破産者　磯脇　政子
１　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
２　一般調査期日　平成30年６月27日午前11時
平成30年４月13日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８７号
横浜市神奈川区羽沢町1200番地の64
破産者　笠原　昭宏
１　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
２　一般調査期日　平成30年７月12日午前10時10分
平成30年４月12日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１１２号
堺市西区草部800番地９
破産者　樽井　英樹
１　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
２　一般調査期日　平成30年６月14日午後１時30分
平成30年４月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２５９号
名古屋市昭和区滝子町25番７号
破産者　畠下美惠子
１　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
２　一般調査期日　平成30年７月11日午前10時
平成30年４月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４０５号
大阪府東大阪市菱江４丁目５番21号
破産者　株式会社エス・ケイロジテック
１　破産債権の届出期間　平成30年５月17日まで
２　一般調査期日　平成30年６月21日午後２時30分
平成30年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９号
滋賀県近江八幡市武佐町433番地、住民票上の住所滋賀県近江八幡市堀上町320番地64
破産者　井上　達也
１　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
２　一般調査期日　平成30年７月２日午後１時30分
平成30年４月９日　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２０７号
三重県桑名市多度町香取399番地17
破産者　川原　信之
１　破産債権の届出期間　平成30年６月13日まで
２　一般調査期日　平成30年７月13日午前10時
平成30年４月13日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
三重県桑名市多度町香取399番地17
破産者　川原　利香
１　破産債権の届出期間　平成30年６月13日まで
２　一般調査期日　平成30年７月13日午前10時
平成30年４月13日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
三重県桑名市多度町香取58番地
破産者　鷲野惠美子
１　破産債権の届出期間　平成30年６月13日まで
２　一般調査期日　平成30年７月13日午前10時
平成30年４月13日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２０２０号
東京都渋谷区渋谷２丁目１番１号
破産者　株式会社てるみくらぶ
１　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
２　一般調査期日　平成30年10月17日午後１時30分
平成30年４月13日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第１１７８号
奈良県香芝市逢坂７丁目204番地５　クリスタルコートＥＬＬＥ　Ｃ102号、開始決定時の住所奈良県香芝市逢坂７丁目204番地５　クリスタルコートＥＬＬＥ　Ｃ―202号
破産者　矢野　勝悟
法定代理人成年後見人　村川久美子
１　期日　平成30年６月14日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年４月12日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第３号
熊本県天草市牛深町2286番地
清算株式会社　松阪高速船株式会社
代表清算人　江﨑　　孝
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

平成３０年（ヒ）第１０２号
鹿児島市名山町１番３鹿児島ビル
清算株式会社　株式会社屋久島チツプセンター
代表清算人　小山内友和
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成３０年（ヒ）第１０３号
鹿児島市名山町１番３鹿児島ビル
清算株式会社　株式会社屋久島茶園
代表清算人　小山内友和
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成３０年（ヒ）第１０４号
鹿児島市名山町１番３鹿児島ビル
清算株式会社　株式会社榮興業
代表清算人　小山内友和
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第２号
長崎県佐世保市白岳町50番地47
清算株式会社　株式会社フォーユーシステム
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所佐世保支部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第１号
愛知県西尾市寺部町笠外186番地２
清算株式会社　みかわ温泉株式会社
代表清算人　大倉　弘士
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関係者債権に該当しないものをいう。
２　弁済及び免除
⑴　現在の資産から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額とする。